

福島再生加速化交付金（第 6 8 回）《帰還・移住等環境整備（第 5 4 回）》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

今回の交付可能額については、令和 8 年度暫定予算期間中に対応が必要な事業（年度をまたいで切れ目なく継続して事業を実施することが必要なもの）のみを計上します。

1. 交付可能額

事業費：4, 157 百万円 国費：104 百万円

※福島県、36 市町村、2 組合（76 事業）に対する交付可能額。なお、国費は、事業費に対する交付可能額のうち、令和 8 年度暫定予算期間中に必要な額としています。市町村等別は別紙 1 のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○個人線量管理・線量低減活動支援事業

・35 市町村等において、個人線量計の点検校正や飲料水等の線量測定等を行います。
《609 百万円（18 百万円）（35 市町村 2 組合 59 事業）》

○農山村地域復興基盤総合整備事業

・福島県及び南相馬市において、農業用排水施設等の維持管理や補修等を行います。
《298 百万円（9 百万円）（1 県 1 市 2 事業）》

○移住・定住促進事業

・福島県及び 12 市町村において、新たな住民の移住・定住の促進に資する施策を行います。
《2, 788 百万円（63 百万円）（1 県 2 事業）》

《別紙資料》

- ・別紙 1：福島再生加速化交付金（第 6 8 回）《帰還・移住等環境整備（第 5 4 回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙 2：福島再生加速化交付金（第 6 8 回）《帰還・移住等環境整備（第 5 4 回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙 3：福島再生加速化交付金（第 6 8 回）《帰還・移住等環境整備（第 5 4 回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙 4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：加速化交付金班

担当：上野

電話：03-6328-0255

移住・生環加速班

担当：中山

電話：03-6328-0252

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第68回）
 《帰還・移住等環境整備（第54回）》市町村等別交付可能額

(単位：千円)

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
田 村 市	8, 9 9 6	2 6 9
南 相 馬 市	2 3 6, 7 5 0	7, 0 9 8
川 俣 町	5 4, 4 2 6	1, 6 3 1
広 野 町	6, 6 7 1	1 9 9
檜 葉 町	7, 8 6 9	2 3 5
富 岡 町	1 1, 5 0 8	3 4 4
川 内 村	1 6, 7 4 7	5 0 2
双 葉 町	3, 2 5 2	9 6
浪 江 町	6 8, 4 6 7	2, 0 5 1
葛 尾 村	1 4, 9 9 3	4 4 9
飯 舘 村	8 5, 9 1 8	2, 5 7 5
福 島 市	3 8, 0 8 3	1, 1 4 2
郡 山 市	1 4, 4 6 6	4 3 2
い わ き 市	5 6, 4 5 7	1, 6 9 2
白 河 市	4, 5 9 6	1 3 7
相 馬 市	2 1, 9 9 2	6 5 9
二 本 松 市	7, 9 2 5	2 3 7
伊 達 市	3, 8 2 0	1 1 4
本 宮 市	9, 4 1 7	2 8 1
桑 折 町	4, 9 5 3	1 4 8

(単位：千円)

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
国 見 町	1, 5 6 0	4 6
天 栄 村	2, 5 6 9	7 7
泉 崎 村	4 6 2	1 3
矢 吹 町	6 5 0	1 9
棚 倉 町	7, 7 4 2	2 3 2
矢 祭 町	1, 2 6 8	3 8
塙 町	2, 9 6 0	8 8
鮫 川 村	5, 5 0 7	1 6 5
石 川 町	1, 4 6 0	4 3
玉 川 村	5, 5 2 1	1 6 5
平 田 村	7 9 9	2 3
浅 川 町	6, 0 2 5	1 8 0
古 殿 町	4 6 2	1 3
三 春 町	8, 9 0 3	2 6 7
小 野 町	6, 5 5 0	1 9 6
新 地 町	2 8 3	8
福 島 県	3, 3 8 6, 9 8 0	8 0, 6 9 4
福島地方水道 用水供給企業団	3, 9 1 2	1 1 7
双葉地方水道企業団	3 5, 8 7 7	1, 0 7 6
計 (県、36市町村、2組合)	4, 1 5 6, 7 9 6	1 0 3, 7 5 1

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第68回)《帰還・移住等環境整備(第54回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・放射線被ばく検診事業 【48,701千円(1,461千円)】
 - ・飲用井戸水核種濃度及び水質測定事業 【27,720千円(831千円)】
 - ・自家消費野菜等放射能簡易分析事業 【19,256千円(577千円)】

- 事業番号: 40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
 - ・営農再開支援水利施設等保全事業 南相馬地区 【128,078千円(3,842千円)】

川俣町

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・放射線モニタリング業務委託事業 【46,366千円(1,390千円)】

川内村

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・自家消費野菜等放射能検査事業 【16,747千円(502千円)】

浪江町

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・水道水に対する住民の不安解消事業 【26,551千円(796千円)】

飯舘村

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・村内放射線量モニタリング業務 【51,961千円(1,558千円)】
 - ・水道水に対する住民不安解消事業 【17,325千円(519千円)】

福島市

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・農産物・食品等放射能測定事業 【33,880千円(1,016千円)】

いわき市

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・空間線量等モニタリング事業 【29,622千円(888千円)】
 - ・水道水の水質検査事業 【21,558千円(646千円)】

相馬市

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・個人線量管理・線量低減活動支援事業 【21,992千円(659千円)】

福島県

- 事業番号: 22(放射線測定装置・機器等整備支援事業)
 - ・環境放射能監視事業(旧:環境放射能監視資機材整備事業) 【277,277千円(8,318千円)】
- 事業番号: 26(被災者生活支援事業)
 - ・富岡町高齢者等サポート拠点運営事業 【34,843千円(1,045千円)】
 - ・浪江町社協サポートセンター運営事業(旧:浪江町サンシャインサポートセンター運営事業) 【25,520千円(765千円)】
 - ・葛尾村サポートセンター運営事業 【24,000千円(720千円)】
 - ・飯舘村サポートセンター運営事業 【50,000千円(1,500千円)】
 - ・大熊町高齢者等サポート拠点運営事業 【17,000千円(510千円)】
- 事業番号: 40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
 - ・営農再開支援水利施設等保全事業 相双地区(基金型) 【170,000千円(5,100千円)】
- 事業番号: 49(移住・定住促進事業)
 - ・避難地域への移住促進事業 【920,577千円(20,712千円)】
 - ・福島再生加速化交付金市町村交付事業 【1,867,763千円(42,024千円)】

双葉地方水道企業団

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・水道水に対する住民の不安解消事業 【35,877千円(1,076千円)】

福島再生加速化交付金(第68回)《帰還・移住等環境整備(第54回)》 交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
22	放射線測定装置・機器等整備支援事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
24	相談員育成・配置事業
26	被災者生活支援事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL: <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

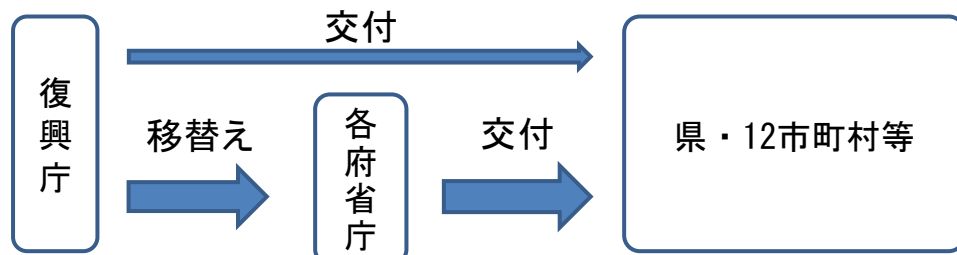
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業